岐阜県住宅リフォーム推進協議会規約

（目的）

第１条　住宅リフォームに関する情報の提供、相談体制の整備、リフォーム事業者の資質の向上など、地域の住宅リフォームにおける課題に取り組み、消費者が安心して適切なリフォームが行える環境の確保を図るため、岐阜県住宅リフォーム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第２条　協議会は、第１条の目的を達成するため次の事業を行う。

１　住宅リフォームに関する普及及び啓発

２　住宅リフォームに関する情報の収集及び提供

３　住宅リフォームに関する講習会等の開催

４　住宅リフォームに関する消費者への相談事業

５　住宅リフォームの推進に関する関連団体及び行政との意見交換及び連携

６　地方公共団体等との連携・協力による相談体制の整備

７　その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

（構成等）

第３条　協議会は、別表に定める会員をもって構成する。

２　協議会に、会長を置く。

３　会長は会員の互選による。

４　会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

５　会長は、必要があると認めるときは、会員を追加することができる。

（協議会の招集等）

第４条　協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

２　協議会の議長は、会長をもって充てる。

３　協議会は、会員の過半数が出席しなければ開催することができない。

４　協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　会長が必要と認めるときは、会員以外の者に出席を求めることができる。

６　会員は、会議に代理人を出席させ、表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

７　会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。

（事務局）

第５条　協議会の事務局は、公益社団法人岐阜県建築士会に置く。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成２６年１０月７日から施行する。

（別表）

|  |
| --- |
| 会員（順不同） |
| 公益社団法人　岐阜県建築士会　会長 |
| 一般社団法人　岐阜県建築士事務所協会　会長 |
| 一般社団法人　岐阜県建設業協会　会長 |
| 一般社団法人　岐阜県建築工業会　会長 |
| 公益社団法人　日本建築家協会　東海支部　岐阜地域会　会長 |
| 岐阜県木材協同組合連合会　会長 |
| 岐阜県産直住宅協会　会長 |
| 岐阜県都市建築部公共建築住宅課長 |